

# 第101回安来市議会定例会 12月定例会議 地域振興委員長報告

令和4年12月14日(水)

地域振興委員会に付託された陳情及び議案の審査について報告します。

初めに、去る11月8日に開議された開会会議において、本委員会に付託された「陳情第1号 市道川尻5号線の一部付替え・幅員拡張における既存部分の幅員拡張について」、地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

採決結果については、全会一致で趣旨採択とすべきものと決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

11月8日に現地での確認を行った上で審査を行ったところ、委員からの「市道拡張にあたり、地権者との同意確認が取れていない中、委員会での審査は難しい。自治会長に状況を確認し、再度審査するのはどうか。」という意見を受け継続、同月16日に福井副委員長同席のもと川尻自治会長と面会し、地権者3名の同意等を含め状況を説明いただきました。このことを踏まえ、再度、12月8日に行った審査では、委員より「地権者の同意等も得ており、今後、渋滞も考えられることから総合的に判断すべき。」等の意見がありました。

次に、去る12月1日に開議された本会議において、本委員会に付託された議案について、8日に地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

審査結果について、議第10号、議第17号の議決案件2件は、いずれも全会一致で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

「議第10号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について」では、まず戸籍等の交付手数料の部分で、委員からの「コンビニを利用して証明書を発行される方の数を把握しているか。」という質疑に対し、執行部からは「該当証明書発行割合は、令和元年度1.9%、2年度32%、3年度5.6%と年々増加している。発行通数は、令和3年度2,000弱である。」と答弁がありました。更に委員からの「コンビニ手数料をこの金額にした根拠は。」という質疑に対し、執行部からは「減額にあたり3つの考えを持っている。1つ目にコンビニへの誘導。2つ目に釣銭等の煩雑回避。3つ目に安来市行政改革大綱でもうたっている受益者負担の適正化の観点から、一律100円の減額とした。」と答弁がありました。

続いて、建築物に関する手数料の部分では、委員からの「今、市内で項目をクリアした適合住宅は何件あるか。」という質疑に対し、執行部からは「島根県でも認定しているため、安来市内全てを把握できていないが、市で取り扱った事例、性能向上計画認定は実績なし。低炭素建築物計画認定は9件である。」と答弁がありました。

「議第17号 安来市公営住宅条例の一部を改正する条例制定について」では、委員からの「分譲面積は、ほぼ同じか。入居者の希望に応じて大小の区画が計画されるのか。」という質疑に対し、執行部からは「分譲区画は、落札者が決めるため、市で指定はしない。最近の分譲宅地は約60坪程度であり、それを鑑みると約200から210平米、63坪程度で、12区画は取れると考える。」と答弁がありました。

また、委員からの「今回、条例から削除した部分は、2月に入札公告し、そのほかの区画は準備が整い次第、議会にかけ入札される考えか。」という質疑に対し、執行部からは「そのとおり。入居者の調整等しながら順次進める。」と答弁がありました。

以上、地域振興委員長報告といたします。